

長野市地域防災計画

【その他災害対策編】

(案)

令和4年11月21日から12月20日まで実施した市民意見等募集（パブリックコメント）での意見等を反映し、修正した部分を赤字で表記しています。



令和4年度改定
(令和5年2月)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1款 総 則	
第1節 災害の想定	1
第2款 雪害対策	
第1章 災害予防計画	3
第1節 雪害に強い地域づくり	3
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	7
第3節 観測・予測体制の充実	8
第2章 災害応急対策計画	9
第1節 災害直前活動	9
第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	11
第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮	12
第4節 その他の災害応急対策活動	12
第3款 航空災害対策	
第1章 災害予防計画	13
第1節 情報の収集・連絡体制の整備等	13
第2節 災害応急体制の整備	14
第2章 災害応急対策計画	15
第1節 情報の収集・連絡体制の確保	15
第2節 活動体制の確立	15
第3節 捜索、救助・救急及び消火活動	16
第4節 関係者等への情報伝達活動	18
第5節 その他の災害応急対策活動	19
第4款 道路災害対策	
第1章 災害予防計画	21
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	21
第2節 道路（橋りょう等を含む）の整備	22
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	23
第2章 災害応急対策計画	24
第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	24
第2節 救急・救助・消火活動	24
第3節 災害応急対策の実施	26
第4節 関係者への情報伝達活動	26
第5節 道路（橋りょう等を含む）の応急復旧活動	27
第6節 その他の災害応急対策活動	27
第5款 鉄道災害対策	
第1章 災害予防計画	29
第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実	29
第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等	30
第3節 鉄道車両の安全性の確保	30
第4節 鉄道交通に携わる人材の育成	30

第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	31
第6節	再発防止対策の実施	32
第2章	災害応急対策計画	33
第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	33
第2節	活動体制及び応援体制	34
第3節	救助・救急・消火活動	35
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保	36
第5節	関係者等への情報伝達活動	36
第6節	その他の災害応急対策活動	37
第6款	危険物等災害対策	
第1章	災害予防計画	39
第1節	危険物等関係施設の安全性の確保	39
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	41
第2章	災害応急対策計画	43
第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	43
第2節	災害の拡大防止活動	44
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策	48
第4節	その他の災害応急対策活動	49
第7款	大規模火災対策	
第1章	災害予防計画	51
第1節	災害に強い地域づくり	51
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	52
第2章	災害応急対策計画	53
第1節	消火活動	■53
第2節	避難誘導活動	■53
第3節	その他の災害応急対策活動	53
第3章	災害復旧・復興計画	55
第1節	計画的復興の進め方	55
第8款	林野火災対策	
第1章	災害予防計画	57
第1節	林野火災に強い地域づくり	57
第2節	林野火災防止のための情報の充実	57
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	58
第2章	災害応急対策計画	60
第1節	林野火災の警戒活動	60
第2節	発災直後の情報の収集・連絡体制	60
第3節	活動体制の確立	61
第4節	消火活動	62
第5節	二次災害の防止活動	63
第6節	その他の災害応急対策活動	■63
第3章	災害復旧計画	64

※ページ番号の前に■を付している節については、震災対策編を参照

第1款 総則

第1節 災害の想定

第1節 災害の想定

第1 雪害

過去の雪害の事例より、長野市で次のような雪害が発生し、地区・集落が孤立するおそれがある。

〈予想される雪害〉

種類	概要
積雪害	積雪によって線路・道路等が埋没し、交通障害をもたらす。それに伴い、生活・企業活動に影響を及ぼすほか、孤立集落発生のおそれがある。また、農作物への被害等が予想される。
雪圧害	家屋・その他施設や樹木が雪圧によって損壊する。また、ビニールハウス等が被害を受ける。
雪崩害	山の斜面の雪が、重力の作用によって崩落し、死者・行方不明者の発生、又は孤立集落発生のおそれがある。
融雪害	大量の雪解け水により、洪水や土砂災害が発生する。それに伴い、孤立集落発生のおそれがある。
着雪害	電線等に降雪が付着し、雪の重み等により電線切断・短絡や、電柱・支柱の傾斜・折損等を起こす。また、樹木等にも湿った雪が付着して、その重みで枝が折れて損傷する。
その他	雪による転倒・骨折や雪下ろしによる転落事故等が予想される。

また、雪崩等の危険のある場所として、次の箇所が把握されている。

〈雪崩の危険箇所〉

種類	所管	数
なだれ危険箇所	県林務部	23
雪崩危険箇所	県建設部	649

第2 大規模事故災害

過去の大規模事故の事例より、長野市でも次のような大規模事故が発生する可能性がある。

〈発生の可能性のある大規模事故〉

事故の種類	想定される状況
航空機事故	旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
道路事故	自動車の衝突、自動車の火災、自動車からの危険物の流出、トンネル等の道路施設の被災等による自動車への被害等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
鉄道事故	旅客列車の衝突、脱線、転覆、車両火災、列車からの危険物の流出、トンネル等の鉄道施設の被災等による列車への被害等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
危険物等事故	危険物や高圧ガスの漏えい、流出、火災及び爆発、火薬類の火災及び爆発等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。 毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。 放射性物質使用施設の被災や人為的ミス等で放射性同位元素等の漏えいにより、多数の放射線障害等が発生するおそれがある。
大規模火災	住宅密集地、高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
林野火災	広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生するおそれがある。

第2款 雪害対策

第1章 災害予防計画

第1節 雪害に強い地域づくり

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第3節 観測・予測体制の充実

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第4節 その他の災害応急対策活動

本款は、大雪時に市及び関係機関等が実施する雪害に対する活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定め、実施計画の詳細は別に定める。

第1章 災害予防計画

第1節 雪害に強い地域づくり

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進と雪害による被害の軽減を図り、地域経済活動の停滞防止と市民生活に対する影響を少なくするため、「自助」「共助(互助)」「公助」による連携により雪害の予防に取り組む。

第1 予防対策

市、県及び関係機関等は、地域の特性に配慮しつつ、都市機能の停止、集落の孤立、除雪中の事故等、大雪による被害を少なくするため、雪害の予防に係る対策を総合的・計画的に推進する。

1 主な取組

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行う。
- (2) 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- (3) 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- (4) 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- (5) 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- (6) ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- (7) 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- (8) 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- (9) 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- (10) 建築物の所有者等に対し、安全対策の周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- (11) 大雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- (12) 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- (13) 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- (14) 雪害・除雪に関する知識について住民への普及・啓発を図る。
- (15) 地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。

2 市民協働による除雪対策

(1) 市民協働による除雪

建設部維持課は、市民協働による除雪の推進のため次の対策を実施する。

- ア 長野市ダンプトラック等使用貸借事業
- イ 小型除雪機の貸与
- ウ 凍結防止剤の配備・散布
- エ 排雪場所の確保
- オ 円滑な除雪作業への協力の呼びかけ
 - ・路上駐車禁止
 - ・道路への排雪禁止
 - ・水路や道路側溝への排雪禁止
 - ・消火栓付近の除雪等

(2) 住民等による除雪

市民及び事業者は、住宅及び事業所周辺等の除雪に努める。また、住宅及び除雪器具の点検を実施し、

《第2款 雪害》《第1章 災害予防》1 雪害に強い地域づくり

除雪に伴う事故防止に努める。

(3) 要支援世帯への除雪援助

総務部危機管理防災課、地域・市民生活部戸隠支所・鬼無里支所は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）で特別豪雪地帯に指定されている戸隠地区及び鬼無里地区において、長野市住宅除雪支援員派遣事業実施要綱に基づき住宅除雪支援員を派遣する。

保健福祉部福祉政策課、地域・市民生活部地域活動支援課・各支所、（社福）長野市社会福祉協議会は、住宅除雪支援員派遣対象とならない世帯及び2地区以外の地区においては、民生委員等の協力を得ながら、積雪状況の把握に努める。自力での除雪が困難な世帯に対しては、地域相互扶助及びボランティアによる除雪、又は災害時応援協定先である建設業協会による有償での除雪等手段を確保する。加えて、総務部危機管理防災課は、住宅除雪支援員派遣対象とならない中山間地域の対象世帯において、長野市中山間地域雪下ろし補助金交付要綱に基づき、支援を行う。

(4) 事故防止の啓発

総務部危機管理防災課は、雪下ろしの際の屋根からの落下、除雪機による事故及び除雪中の転倒等の事故防止に関する啓発を行う。

3 雪崩対策

雪崩に対する警戒避難体制を強化するため、建設部河川課・維持課及び県は、雪崩危険箇所を把握する。また、これらを住民に周知するとともに、住民への雪害に対する知識の普及・啓発に努める。

(1) 雪崩危険箇所の把握

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。

したがって、県・市（建設部河川課・維持課）及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を行う。

(2) 雪崩危険箇所の周知

建設部河川課、県は、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所を周知する。

(3) 雪崩防止施設の整備

建設部河川課、県は、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、雪崩防止施設等の整備を促進し、雪崩の発生及び雪崩による被害を防止する。

また、雪崩、融雪等による水害及び土砂災害を防止するための事業等を推進する。

4 孤立防止対策

(1) 通信手段の確保

総務部危機管理防災課及び消防局通信指令課は、通信手段を確保するため、災害時通信設備等の導入やアマチュア無線の協力体制について検討する。

また、電話会社に対し、孤立予想地域の災害による有線通信の途絶に備えた通信手段の確保対策を要請する。

(2) 災害に強い道路網の整備

県及び市は、代替路、迂回路等となる市道、農道、林道等の整備を推進する。

(3) 孤立集落への対策

総務部危機管理防災課、地域・市民生活部各支所、消防局警防課及び消防局通信指令課は、孤立集落への支援体制を検討する。

ア 孤立予想地域の人口、要配慮者、観光客数等の実態把握

イ 自主防災組織の育成

ウ 避難所の確保

エ 一般家庭での備蓄の促進、行政備蓄の分散配置

(4) 生活必需品の備蓄

住民及び事業者は、孤立や流通の停滞に備え生活必需品等の備蓄に努める。

5 ライフラインの確保対策

各ライフライン事業者は、それぞれ次の対策を実施する。

- ア 積雪時における施設の点検活動体制を整備する。
- イ 降雪・積雪時に必要に応じた除雪の実施及び施設の確保を図る。
- ウ 電線等の難着雪化、防雪カバーの設置等必要な施設の強化を図る。
- エ 雪害時における電力及び通信の確保に努める。
- オ 大雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制を整備する。

6 農林産物対策

農林部農業政策課・森林いのしか対策課は、県地域振興局（農政課、林務課）、農業農村支援センター、農業協同組合、森林組合と協力し、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

7 建築物対策

県、市及び各建物の管理者は、それぞれ次の対策を実施し、大雪による建築物被害発生を未然に防止する。

(1) 県・市の雪害対策

- ア 災害を防止するため、建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- イ 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- ウ 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- エ 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を進める。
- オ 豪雪地区の建築物等の所有者に対し、改築、改良工事に際し、市街地状況や敷地の状況等で周辺への影響を配慮した屋根雪処理方式とするよう指導する。

(2) 建築物所有者の雪害対策

- ア 必要に応じ、落下事故等に十分に注意し、雪下ろし等を行う。
- イ 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全確保に努める。

8 文教対策

教育委員会各課、こども未来部保育・幼稚園課及び県（教育委員会・健康福祉部）は、学校（幼稚園含む。）及び保育園等（以下この章において「学校等」という。）における幼児及び児童生徒（以下この章において「児童生徒等」という。）の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、冬期の教育及び保育の機会を確保するため、それぞれ次の対策をとる。

また、市及び県の教育委員会は、文化財に対する雪害の防止に努める。

(1) 冬期における児童生徒等の安全確保

- ア 学校長又は園長等と協力し、児童生徒等の通学のための危険を排除する。
- イ 学校等の施設は積雪を十分考慮した設計とする。
- ウ 学校長又は園長等と協力し、学校等の施設点検を定期的実施し、不具合がある場合には必要な処置をとる。

(2) その他の対策

- ア 学校等の施設において緊急時、消防車等が施設内まで進入できるよう通路及び避難経路・避難場所

《第2款 雪害》《第1章 災害予防》1 雪害に強い地域づくり

の確保に配慮するよう学校長又は園長へ協力を求める。

イ 教育委員会文化財課は、所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 交通確保対策

道路管理者及び鉄道会社は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

1 道路交通の確保対策

道路管理者は、次のとおり除排雪体制等を整備し、降積雪時における道路交通の確保に努める。

- (1) 市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除排雪体制を推進する。
- (2) 除雪に必要な資機材及び体制を整備し、常にその状況を把握しておく。
- (3) 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等を行う。
- (4) 降雪及び道路交通等の状況に関する情報収集・伝達体制を整備する。
- (5) 路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共・公益施設への道路を主体として選定する。
- (6) 除排雪目標を定め、迅速・効率的に実施する。
- (7) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者、地方公共団体、その他関係機関と連携して、地域特性の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定する。

2 鉄道交通の確保対策

鉄道会社は、次のとおり除雪体制等を整備し、降積雪時における列車の安定輸送の確保に努める。

- (1) 除雪体制の整備（排雪車両及び除雪機械の増強並びに適正要員の確保）
- (2) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (3) 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

3 住民への広報

企画政策部広報広聴課は、雪害時における被害の防ぎよ、軽減及び交通の混乱防止のため、各施設の管理者、積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行うものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 観測・予測体制の充実強化

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、総務部危機管理防災課は、降雪量等、雪に関する情報をより迅速かつ正確に市民に提供できる体制の整備に努める。

このため、放送機関やインターネットポータル会社等と連携した、地域に密着した情報提供体制の整備を検討する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 災害警戒本部の設置

危機管理防災監は、次の場合に、災害警戒本部を設置し、本部の指揮をとる。総務部本部班は、職員、住民、防災関係機関にその旨を周知する。

〈設置基準〉
○積雪が市内平地において警報発表基準値（12時間降雪の深さ25cm）を超え、更に大雪が予想されるとき。又は、長野市道路雪害対策本部が設置された場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき
○その他、危機管理防災監が必要と判断したとき

第2 災害対策本部の設置

市長は、次の場合に、災害対策本部を設置し、本部の指揮をとる。総務部本部班は、職員、住民、防災関係機関にその旨を周知する。

〈設置基準〉
○広範囲にわたる交通混乱等により住民生活に多大な影響が生じたとき。又は、生じることが予想されるとき
○道路に重大な災害が発生したとき。又は、発生することが予想されるとき
○その他、市長が必要と判断したとき

以下、震災対策編 第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」に準ずる。

なお、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、必要に応じ主に次の措置をとる。

〈災害対策本部等設置時の主な措置〉

担 当	主な措置
建設部道路班・河川班・維持班	○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）
地域・市民生活部支所班	○自治会等との連絡調整
企画政策部交通政策班	○交通情報の掌握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）
企画政策部広報広聴班	○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報
商工観光部商工労働班・観光振興班	○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援
農林部農業政策班	○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策
保健福祉部各班	○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の掌握と伝達調整
こども未来部保育・幼稚園班	○排雪時の交通情報の掌握と保育機関への伝達・調整

《第2款 雪害》《第2章 災害応急》1 災害直前活動

担 当	主な措置
学校教育部学校教育班	○排雪時の交通情報の掌握と教育機関への伝達・調整
消防部警防班	○消防・救急対策の連絡調整

第3 現地雪害警戒本部の設置

大雪等により住民生活に支障が生じている場合で、危機管理防災監が必要と判断するときは、支所長を本部長とする現地雪害警戒本部を設置し、次の措置をとる。

- (1) 建設部等と連携して雪崩危険箇所等のパトロールを強化する。
- (2) 管内の災害情報・住民生活への影響に関する情報の収集及び伝達を行う。(特に、避難行動要支援者世帯の生活状況の把握)
- (3) 雪下ろし作業員等、排雪に関する情報収集と住民への情報提供を行う。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 除雪体制

1 道路除雪

建設部各課は、除雪体制を確保して道路交通を緊急に確保する。

なお、除雪体制は次の基準による。

〈除雪体制〉

区分	本部	設置場所	体制基準
平常体制	除雪本部	建設部維持課	平常時
注意体制	除雪本部	建設部維持課	1 大雪注意報・大雪警報が発令された場合 2 その他、必要と認められる場合
警戒体制	長野市道路雪害対策本部	建設部維持課	1 積雪深が20cmに達し、更に降雪のおそれがあり、広範囲にわたり交通の混乱が予想される場合 2 3日以上降雪が続く等の異常気象で、更に降雪のおそれがあり、広範囲にわたり交通の混乱が予想される場合 3 その他、必要と認められる場合

※長野市道路雪害対策本部が設置された場合は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」による配備を行う。

2 所管施設の除雪等

所管施設を有する各課は、降雪量と所管施設の目的及び設置状況に応じて敷地内と周辺の除雪を行う。

なお、除雪の方法等については、あらかじめ施設や降雪の状況に応じた対応策を検討しておくとともに、住民及び利用者への周知に努める。また、必要に応じて大雪時の業務継続計画（BCP）の作成を検討する。

第2 文教・保育活動

1 授業等の確保

学校長及び保育園長は、天候の急変に際しては、各所管課と密接に連絡し、学校等運営について弾力的に対応する。

また、山間部から通学する児童・生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達する等、事故防止に努める。

建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、学校長及び保育園長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。雪下ろしのいとまがない場合には、建物の使用を一時禁止する等の措置をとる。

2 文化財等の保護

文化財建造物等の耐久度によっては、積雪量が一定量を超えると破損や損傷が生じるおそれがある。これを防止するため、文化財の所有者等は、時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 避難受入活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずるほか、雪崩が予想される場合は次の点に留意して活動する。

- (1) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

第4節 その他の災害応急対策活動

第1 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第2 災害の警戒・防ぎよ活動

震災対策編 第3章 第28節 第1「土砂災害等の警戒・応急措置」に準ずる。また、警戒、巡視及び安全措置については、震災対策編 第3章 第28節 第2「雪崩の警戒・応急措置」のとおり。

なお、雪崩発生時の応急措置については、震災対策編 第3章 第28節 第1の「2 安全措置」に準ずる。

第3 緊急輸送活動

道路管理者及び鉄道会社は、それぞれの計画及び規則に従い、警戒、安全な運行の確保、除雪及び利用者への情報提供を行う。

その他、震災対策編 第3章 第9節「緊急輸送活動」に準ずる。

第4 救助・救急・医療活動

震災対策編 第3章 第6節「救助・救急・医療活動」に準ずる。

第3款 航空災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備等

第2節 災害応急体制の整備

第2章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第2節 活動体制の確立

第3節 捜索、救助・救急及び消火活動

第4節 関係者等への情報伝達活動

第5節 その他の災害応急対策活動

本款は、航空機事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備等

第1 予防計画

各航空運送会社、市、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため平常時から次の予防対策を実施する。

〈航空機事故災害に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
各航空運送会社	<ul style="list-style-type: none"> ○安全運航の確保 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○救助・救急、初期消火、旅客避難、応援、災害時マニュアルの作成 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○防災訓練の実施 ○調査・広報活動
市	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動

1 安全運航の確保

各航空運送会社は、航空機の安全性をより一層向上させるよう努める。

2 情報収集・連絡・通報体制の整備

各航空運送会社、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の情報連絡体制についてあらかじめ協議し、担当窓口の確認・伝達系統図の作成・事故発生時の情報収集員の相互派遣等について検討し、平常時から連携の強化に努める。

3 関係機関との応援・協力体制の整備

各航空運送会社、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の応援・協力体制についてあらかじめ協議し、負傷者の救助に関する応援要員・資材の提供等、必要な応援体制について検討し、事故発生時の協力体制を整備する。

4 再発防止のための調査研究

各航空運送会社は、航空機事故あるいはそれに類する事故事例を調査し、事故原因の分析を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

第2節 災害応急体制の整備

第1 関係機関の役割

各航空運送会社、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈航空機事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の搜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の搜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡体制の確保

航空運送会社は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、国土交通省東京航空局松本空港出張所に速やかに通報する。

総務部総務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。

また、総務部本部班・総務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。

また、県及び警察署は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、航空機事故対策専門家等と協力して、現地調査を行う。

市、県、警察署、航空運送会社及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。

第2節 活動体制の確立

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な航空機事故が発生した場合、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、航空運送会社及び関係機関は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 航空運送会社

航空運送会社は、航空機事故が発生した場合には、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、活動体制の確立（職員の非常招集、情報収集連絡体制、対策本部の設置等）、乗客の避難、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置をとる。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に航空機事故が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに従って、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

3 県

県は、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。

また、必要に応じて、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 災害の警戒・防ぎょ活動

1 消火活動

航空機事故においては集団的死傷者の発生が予想され、市街地への墜落の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、消防部消防署班は、人命救助第一に消火及び救出・救助活動を実施する。

航空運送会社は、初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関等の行う消火活動に協力する。

また、二次災害を防止するため、航空機に関する情報を提供する。

2 危険物等積載機の応急措置・通報

危険物等を積載した貨物輸送機が、墜落等により爆発、炎上、又は危険物等が漏えいした場合、若しくはその危険性がある場合、航空運送会社は直ちに消防部通信指令班及び警察署に通報する。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を、消防部予防班に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

消防部予防班は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに周辺地区での火気の使用制限及び住民等の避難を市長（総務部本部班）に要請する。

消防部警防班は、積載危険物等の流出等に対して、必要により警戒区域を設定するとともに、火気の使用制限等の措置をとる。

また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。

流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境保全温暖化対策班等に連絡する。

警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。

3 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故を起こした航空運送会社は、流出した危険物等の防除活動を行う。

また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした航空運送会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境保全温暖化対策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第2 救助・救急・医療活動

1 救助・救急

消防部消防署班、消防団は二次災害に十分注意し、救命措置を必要とする者を最優先とし、また要配慮者及び重傷者を優先して救助・救急活動を実施する。

また、現場救護所において応急救護及びトリアージされた負傷者について、搬送先を確保し、医療機関

への搬送を行う。

警察署は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたる。

2 医療救護

保健所部健康班、消防部消防署班は、迅速で的確な医療救護措置が講じられるよう現場救護所を設置するとともに、保健所部総務班は、医師会又は歯科医師会に対して現場救護所への医療救護班の出動を要請する。

医療救護班は、現場救護所において応急救護及びトリアージを行う。

県は、市、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

また、県医師会、県歯科医師会、公立医療機関、日赤長野県支部等に対して出動及び必要な資機材の調達等の協力要請を行う。

日赤長野県支部は、市と連携して、救護所の開設、患者の搬送、負傷者への医療措置等を行う。

第4節 関係者等への情報伝達活動

県、企画政策部広報広聴班及び航空運送会社は相互に緊密な連絡をとりあいながら、震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準じて、次のとおり情報を適切に提供する。

〈航空機事故災害における広報体制〉

実施機関	広報の担当
航空運送会社	航空機事故の状況、安否情報
警察署	現場広報及び報道対応
市（企画政策部広報広聴班）	事故災害現場周辺の被災状況、収容医療機関の状況、安心情報、警戒情報

第5節 その他の災害応急対策活動

第1 避難受入収容活動

1 乗客等の避難・安全確保

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合、消防部消防署班は、航空運送会社（機内の乗客の避難誘導）、警察署（機内の乗客等の避難誘導の協力、現場一帯の立入禁止等の措置）と連携して避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の住民の避難

市長、警察官等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、避難指示を行う。

避難指示については 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。

第2 生活救援活動

震災対策編 第3章 第13節～第15節に準ずる。

第3 住宅対策活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。

第4 保健衛生、感染症予防活動

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生、感染症予防活動」に準ずる。

第5 遺体対策等の活動

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

また、県は市の遺体処理業務について、広域応援の調整及び関係団体への協力依頼を行う。

第6 文教・保育活動

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

第7 公共・公益施設等の応急復旧活動

ライフライン施設、公共交通施設等、公共・公益施設が被災した場合の応急復旧活動については、震災対策編 第3章 第21節～第26節、第29節～第31節、第33節に準ずる。

第8 農林水産物災害応急活動

震災対策編 第3章 第34節「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

第9 警備・防犯活動

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第10 要配慮者支援活動

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

第4款 道路災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第2節 道路（橋りょう等を含む）の整備

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第2節 救急・救助・消火活動

第3節 災害応急対策の実施

第4節 関係者等への情報伝達活動

第5節 道路（橋りょう等を含む）の応急復旧活動

第6節 その他の災害応急対策活動

本款は、道路事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 情報収集・連絡・通報体制の整備

1 関係機関の連絡体制

道路管理者、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の情報連絡体制についてあらかじめ協議し、担当窓口の確認・伝達系統図の作成・事故発生時の情報収集員の相互派遣等について検討し、平常時から連携の強化に努める。

2 利用者への情報提供

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

また、気象情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、警察署等関係機関との連携を強化しておくほか、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2 調査・広報活動

1 事故防止のための知識の普及

警察署は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布による広報・啓発活動等により、交通事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

2 再発防止のための調査研究

警察署及び道路管理者は、交通事故災害事例を調査し、事故原因の分析を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

第2節 道路（橋りょう等を含む）の整備

道路管理者、市、県及び関係機関は、事故発生を未然に防ぐため、平常時から次の予防対策を実施する。

〈道路事故災害に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路施設の点検整備 ○活動資機材の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○救助・救急、初期消火、避難誘導、応援、迂回路設定等、災害時マニュアルの作成 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○防災訓練の実施 ○調査・広報活動
市	<ul style="list-style-type: none"> ○活動資機材の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動

第1 道路施設の点検整備

東日本高速道路株式会社及び道路管理者は、道路施設の点検整備を次のとおり行う。

1 道路構造物の点検整備

所管の道路の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、各種点検を実施し、必要に応じて改修、補修等の措置をとる。

2 橋りょうの点検整備

橋りょうの構造上重要な部材（主桁、主構、床版、支承部等）について、常時パトロール点検を行い、必要に応じて改修、補修等の措置をとる。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

道路管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈道路事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2 活動資機材の整備

道路管理者は、災害応急対策用の車両、資機材の確保を図る。

消防局警防課は、大規模な道路事故災害時に必要な車両、危険物等の流出等に備えた資機材等の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

総務部総務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・総務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。

市、県、警察署、道路管理者及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。

第2節 救急・救助・消火活動

第1 災害の警戒・防ぎよ活動

1 消火活動

大規模な道路事故災害においては、多数の死傷者が発生することが予想されるほか、市街地での事故等の場合には火災が広範囲に及ぶことに留意して、消防部消防署班は、人命救助第一に消火及び救助活動を実施する。

2 危険物等積載車両の応急措置・通報

危険物等を積載した車両が、事故により爆発、炎上、又は危険物等が漏えいした場合、若しくはその危険性がある場合、運転者は直ちに警察署及び消防部通信指令班に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の措置をとる。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防部予防班に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

消防部予防班は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに周辺地区での火気の使用制限及び住民等の避難を市長（総務部本部班）に要請する。

消防部警防班は、積載危険物等の流出等に対して、必要により警戒区域を設定するとともに、火気の使用制限等の措置をとる。

また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。

流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境保全温暖化対策班等に連絡する。

警察署は、立入禁止区域を設定し、その監視・警ら等を行う。

3 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故発生者は、流出した危険物等の防除活動を行う。また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健

所部環境衛生試験所班、環境部環境保温暖化対策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第2 救助・救急・医療活動

消防部消防署班及び消防団は、救助活動を行い、搬送先を確保し、負傷者等を医療機関に搬送する。また、消防部警防班は、民間から救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行うとともに、必要により消防応援協定に基づく応援を要請する。

総務部総務班は、被害状況の把握に努め、総務部本部班は、必要に応じて県、他市町村に応援を要請する。

県は、救助・救急、医療救護について市と調整する。

また、県医師会、県歯科医師会、公立医療機関、日赤長野県支部等に対して出動及び協力要請を行う。

警察署は、負傷者の救出・救助活動にあたる。

日赤長野県支部は、救護所の開設、患者の輸送、負傷者への医療処置等を行う。

第3節 災害応急対策の実施

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な道路事故が発生した場合は、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、関係機関は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合には、到着した警察官又は消防吏員と協力し、活動体制の確立（職員の非常招集、情報収集連絡体制、対策本部の設置等）、被害拡大防止措置（通行制限）等、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施する。

2 市

市は、市内に道路災害が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに基づいて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

3 県

県は、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じて、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第4節 関係者への情報伝達活動

県、企画政策部広報広聴班及び道路管理者は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に基づいて、次のとおり情報を適切に提供する。

〈道路事故災害における広報体制〉

実施機関	広報の担当
道路管理者	事故災害の状況及び復旧見込み
警察署	現場広報及び報道対応、安否情報
市（企画政策部広報広聴班）	事故災害現場周辺の被災状況、収容医療機関の状況、安心情報、警戒情報

第5節 道路（橋りょう等を含む）の応急復旧活動

ライフライン施設、公共交通施設等、公共・公益施設が被災した場合の応急復旧活動については、第3章 第21節～第26節、第29節～第31節、第33節に準ずる。

なお、被災道路（橋りょう等を含む。）については、パトロール等の点検結果等をもとに応急復旧工事を行う。応急復旧工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

第6節 その他の災害応急対策活動

第1 避難受入活動

1 乗客等の避難・安全確保

バス等の事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合、消防部消防署班は、警察署（乗客等の避難誘導の協力、現場一帯の立入禁止等の措置）と連携して避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の住民の避難

総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。

避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。

警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。

第2 生活救援活動

震災対策編 第3章 第13節～第15節に準ずる。

第3 住宅対策活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。

第4 保健衛生、感染症予防活動

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生、感染症予防活動」に準ずる。

第5 遺体対策等の活動

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

《第4款 道路災害》《第2章 災害応急》6 その他の災害応急対策活動

また、県は市の遺体処理業務について広域応援の調整、及び関係団体への協力依頼を行う。

第6 文教・保育活動

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

第7 農林水産物災害応急活動

震災対策編 第3章 第34節「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

第8 警備・防犯活動

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第9 要配慮者支援活動

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

第5款 鉄道災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第6節 再発防止対策の実施

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第2節 活動体制及び応援体制

第3節 救急・救助・消火活動

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第5節 関係者等への情報伝達活動

第6節 その他の災害応急対策活動

本款は、鉄道事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 情報収集・連絡・通報体制の整備

鉄道会社、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の情報連絡体制についてあらかじめ協議し、担当窓口の確認・伝達系統図の作成・事故発生時の情報収集要員の相互派遣等について検討し、平常時から連携の強化に努める。

第2 調査・広報活動

1 事故防止のための知識の普及

警察署及び鉄道会社は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布による広報・啓発活動等により、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 安全走行の確保

1 施設・設備の整備

鉄道会社は、事故を防止するとともに、事故発生の際に迅速かつ円滑に対応できるよう、次の対策を講じる。

〈鉄道施設・設備の整備〉

- 線路・路盤等の施設の適切な保守
- 線路防護施設の整備の推進
- 鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物の伐採等
- 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等、運転保安設備の整備・充実
- 諸施設の新設及び改良
- 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
- 救援車・作業車等の整備
- 建築限界の確認
- 保安設備の点検・整備

第2 交通環境の整備

1 踏切道の保守・改良

建設部道路課・維持課、県等の道路管理者は、鉄道会社等と協力して、踏切道の改良のため、次の対策の実施に努める。

〈踏切道の保守・改良対策〉

- 踏切道の立体交差化
- 踏切道の構造の改良
- 踏切保安設備の整備

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 安全走行の確保

鉄道会社は、鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、施設・設備の検査体制の充実に努める。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

鉄道会社は、乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。

また、車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

鉄道会社、市、県及び関係機関は、役割分担を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈鉄道事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置 ○代替輸送確保 ○施設の回復
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の搜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の搜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2 被害の拡大を防止するための事前措置

鉄道会社は、協力会社、関係機関等も含め、確保しうる応急用資機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。

また、事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれがあるときは、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

第6節 再発防止対策の実施

鉄道会社は、鉄道事故あるいはそれに類する事故事例を調査し、事故原因の分析を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

第2章 災害応急対策計画

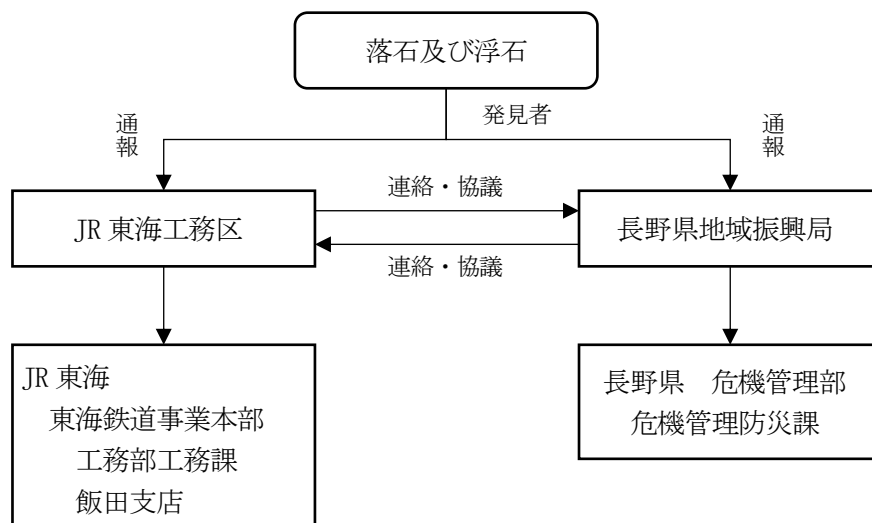
第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡活動

総務部総務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・総務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。

市、県、警察署、鉄道会社及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。



〈落石事故で相互（道路管理者、鉄道事業者）に影響する場合の連絡体制〉

第2節 活動体制及び応援体制

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な鉄道事故が発生した場合、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、鉄道会社及び関係機関は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 鉄道会社

鉄道会社は、鉄道事故が発生した場合には、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、活動体制の確立（職員の非常招集、情報収集連絡体制、対策本部の設置）、乗客の避難、人命救助、消火、被害拡大の防止措置（関係列車の非常停止の手配及び線路上電源の遮断）、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置をとる。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に鉄道事故が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに従って、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

3 県

県は、法令又は県防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じ、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 災害の警戒・防ぎよ活動

1 消火活動

大規模な鉄道事故災害においては、多数の死傷者が発生することが予想されるほか、市街地での脱線・転覆等の場合には火災が広範囲に及ぶことに留意して、消防部消防署班は、人命救助第一に消火及び救助活動を実施する。

また、鉄道会社は初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関等の行う消火活動に協力する。

2 危険物等積載貨車の応急措置・通報

危険物等を積載した貨車が、事故により爆発、炎上、又は危険物等が漏えいした場合、若しくはその危険性がある場合、乗務員又は駅員は、直ちに消防部通信指令班及び警察署に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の措置をとる。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防部予防班に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

消防部予防班及び鉄道会社の現場責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに周辺地区での火気の使用制限及び住民等の避難を市長（総務部本部班）に要請する。

消防部警防班は、積載危険物等の流出等に対して、必要により警戒区域を設定するとともに、火気の使用制限等の措置をとる。

また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。

流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境保全温暖化対策班等に連絡する。

警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。

3 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故を起こした鉄道会社は、流出した危険物等の防除活動を行う。また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした鉄道会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境保全温暖化対策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第2 救助・救急・医療活動

1 救助・救急

消防部消防署班、消防団は二次災害に十分注意し、救命措置を必要とする者を最優先とし、また要配慮者及び重傷者を優先して救助・救急活動を実施する。また、現場救護所において応急救護及びトリアージされた負傷者について、搬送先を確保し、医療機関への搬送を行う。

警察署は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたる。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 緊急輸送活動

1 緊急交通路の確保

県警察本部は、現場周辺の交通規制及び緊急活動用道路の確保を行う。警察署は緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を実施する。

2 代替交通手段の確保

鉄道会社は、鉄道運行停止に伴う鉄道利用者の生活への支障を抑えるため、必要な代替交通手段を確保する。企画政策部広報広聴班は、必要に応じてその広報活動を行う。

〈代替交通手段〉

- 他路線への振替輸送
- バス代行輸送
- 被災していない他の鉄道会社の協力による代替輸送

第5節 関係者等への情報伝達活動

県、企画政策部広報広聴班及び鉄道会社は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準じて、次のとおり情報を適切に提供する。

〈鉄道事故災害における広報体制〉

実施機関	広報の担当
鉄道会社	鉄道事故の状況及び復旧見込み、安否情報
警察署	現場広報及び報道対応
企画政策部広報広聴班	事故災害現場周辺の被災状況、収容医療機関の状況、安心情報、警戒情報

第6節 その他の災害応急対策活動

第1 避難受入活動

1 乗客等の避難・安全確保

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合、消防部消防署班は、鉄道会社（列車内又は駅構内等の乗客の避難誘導）、警察署（列車内又は駅構内等の乗客等の避難誘導の協力、現場一帯の立入禁止等の措置）と連携して避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の住民の避難

総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。

警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。

第2 生活救援活動

震災対策編 第3章 第13節～第15節に準ずる。

第3 住宅対策活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。

第4 保健衛生、感染症予防活動

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生、感染症予防活動」に準ずる。

第5 遺体対策等の活動

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

また、県は市の遺体処理業務について広域応援の調整、及び関係団体への協力依頼を行う。

第6 文教・保育活動

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

第7 公共・公益施設等の応急復旧活動

1 道路区域内の復旧活動

道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため、鉄道会社の協力を得るととも

に、必要な情報を提供し、調整を図る。

〈道路管理者と鉄道会社との調整事項〉

- 鉄道会社の協力による状況（特に道路との交差点）の早期把握
- 早期復旧のための工事に係る許可手続の迅速化
- 鉄道会社等への復旧工事に関する他の占有物件の情報提供によるライフラインの損傷防止
- 同一現場で複数の復旧工事がある場合における工事現場輻輳防止のための調整

2 施設・車両の復旧

鉄道会社は、各社の防災業務計画により、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

また、道路区域内で復旧活動等を行う場合は、道路管理者と協議の上、速やかに復旧計画を立て、実施する。

第8 農林水産物災害応急活動水産物

震災対策編 第3章 第34「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

第9 警備・防犯活動

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第10 要配慮者支援活動

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

第6款 危険物等災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第2節 災害の拡大防止活動

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第4節 その他の災害応急対策活動

本款は、危険物等事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等取扱事業者、市、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため、平常時から次の予防対策を実施する。

〈危険物等事故災害に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
危険物等 取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全対策の向上 ○保安管理技術の向上 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○救助・救急、初期消火、避難誘導、応援要請等、災害時マニュアルの作成 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○防災訓練の実施 ○調査・広報活動
市	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等施設の把握・立入検査・指導 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動

第1 施設の安全対策の向上

危険物等取扱事業者は、消防法、建築基準法等の関係法令に基づく構造・設備等の安全対策の向上に努める。

〈安全対策の根拠法令等〉

危険物等	法 令
危険物	消防法、危険物の規制に関する政令・規則・条例
火薬類	火薬類取締法
高圧ガス・液化石油ガス	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法
放射性物質使用施設 (原子力を除く)	文部科学省指針

第2 保安管理技術の向上

危険物等取扱事業者は、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の質的な充実を図る。

また、防災活動について、管理運営面の改善、必要な資機材の整備及び訓練を通じた防災技能の習熟・向上が図られる体制の強化に努める。

第3 危険物等施設の把握・立入検査・指導

消防局予防課・消防署は、危険物等事故災害の発生及び被害の拡大を未然に防止するため、危険物施設に対し、次の事項について立入検査又は指導を行う。

〈危険物等施設への検査・指導〉

- 危険物等施設の位置、構造及び設備等の維持管理に関する検査
- 危険物等の運搬及び積載方法についての検査
- 危険物等の貯蔵、取扱方法等安全管理についての指導
- 危険物等施設の管理者及び保安監督者に対する保安監督についての指導
- 地震等による施設等の影響に対する安全措置の指導
- 地震等による棚及び器材の転倒・落下の防止に対する指導
- 危険物の流出時の拡大防止に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄の促進
- その他法律に基づく検査、指導等の徹底

第4 調査・広報活動

1 防災教育の実施

消防局予防課・消防署は、危険物等の施設における保安管理の徹底を図るため、危険物等の取扱関係者に対してあらゆる機会を捉え、次の事項について防災教育を実施する。

〈危険物等関係者への防災教育〉

- 危険物等の性質・特徴等
- 危険物等の貯蔵又は取扱施設の保安に関すること
- 異常状態の発見方法及び事故災害発生時における応急措置
- 関係法令等
- その他災害防止上必要な事項

2 防災訓練

危険物等の施設においては、危険物等の性状、地域の実態、特殊性を十分考慮し、事故災害防止活動体制の確立を目的とした防災訓練を実施するとともに、防災関係機関等と合同で訓練を実施し、相互の連携強化に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

危険物等取扱事業者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈危険物等事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。	○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の搜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の搜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

総務部総務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・総務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。

市、県、警察署、危険物等取扱事業者及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。

また、危険物等の事故により、周辺地域住民に影響を与えるもの又は与えるおそれがあるもの、その他大規模な場合等、「火災・災害等即報要領」に示される直接即報基準に該当する場合には、要領に従い覚知後30分以内に消防庁へ直接通報を行う。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 警戒区域の設定

危険物等取扱事業者は、危険物等の漏えい、爆発又は有害物質の拡散等により、周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに消防部通信指令班及び関係機関へ通報する。

消防部長又は消防部消防署班長は、危険物等の流出等に対して、状況に応じて火災警戒区域を設定する。災害対策本部が設置された場合、総務部本部班は状況に応じて警戒区域を設定する。

第2 災害の拡大防止措置

1 危険物関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時における指示及び応援要請 危険物施設において火災が発生した場合は、必要に応じて指示及び他県・市町村及び自衛隊に応援要請を行う。 ○避難誘導措置等（警察） 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物等を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定 市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入の制限・禁止、並びに区域内からの退去を命ずる。 ○危険物施設の緊急時の使用停止命令等 市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。 ○災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。 ○危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう下記「危険物施設の管理者等」に掲げる項目について指導する。
危険物施設の管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設の緊急時の使用停止等 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業を停止又は制限する。 ○危険物施設の緊急点検 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。 ○危険物施設における災害拡大防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じる。 ○危険物施設における災害発生時の応急措置、関係機関への通報 危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。また、危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに市（消防部通信指令班）、警察署等関係機関に通報する。

機関	措置のあらまし
	<ul style="list-style-type: none"> ○相互応援体制の整備 必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業者に応援を要請する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 市（消防部）、警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。

2 火薬関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○知事は、災害拡大防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。 ○関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入を制限又は禁止、並びに区域内からの退去を命ずる。
火薬類取扱施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。 ○搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗上等で完全に密閉し、木部は防火措置をとる。また、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させる。

3 高圧ガス・液化石油ガス関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置をとるとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入を制限又は禁止、並びに区域内からの退去を命ずる。
高圧ガス製造事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急措置をとるとともに、警察署及び市（消防部通信指令班）に通報する。 ○高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止、施設の応急点検、出火防止の措置をとる。 ○製造作業の中止、設備内のガスの安全な場所への移動又は放出を行い、必要な作業員のほかは退避させる。 ○貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。 ○漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。 ○状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。 ○状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

4 毒物・劇物関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○飛散、漏えい、流出、又は地下浸透した毒物・劇物の種類・量を調査し、確認する。 ○警察署、市（消防部）と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法について広報を行う。 ○飲料水汚染のおそれがある場合、市に連絡する。 ○中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。 ○応急対策に必要な情報の提供を行う。 ○災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるよう、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。 ○応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。 ○毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。 ○危険区域への人、車両の立入を禁止する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入の制限・禁止、又は区域内からの退去を命ずる。 ○飲料水汚染がある場合 上下水道部浄水班は、取水箇所で異常がある（可能性がある）場合には、直ちに取水を停止し、保健所部食品生活衛生班、消防部消防署班と情報を共有する。水質検査により安全が確認された場合には、取水を再開する。 ○消防部は、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。
毒物劇物営業者及び業務上取扱者	<ul style="list-style-type: none"> ○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境保全温暖化対策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。

5 放射性物質使用施設関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置をとるとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。（警察）
市	<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防部は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。その際、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、放射線障害に備える。
放射性同位元素使用者等	<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。 ○放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。 ○放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出

機関	措置のあらまし
	し、避難をさせる等緊急の措置をとる。 ○放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。 ○放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。 ○事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置をとる。

6 放射性物質の不法廃棄事案関係

機関	措置のあらまし
県	○関係機関と連携し状況の把握に努め、国と連絡調整を図り、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供を要請する。 ○放射性物質の処理及び除染作業を行う。
市	○不法廃棄の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとる。県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努める。 ○放射性物質の処理及び除染作業を行う。
警察	○不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置をとる。
消防機関	○通報があった旨を県及び市に報告する。 ○不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防吏員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助・救急等必要な措置をとる。

第3 消火活動

消防部消防署班は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、二次災害に注意を払いつつ、管理者と連携し的確かつ迅速に消火活動を行う。

消防部長は、必要に応じて「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の市等に消火活動の応援要請を行う。

また、他県の応援を必要とする場合は、緊急消防援助隊の出動、若しくは「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援を、県知事に要請する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故発生者は、流出した危険物等の防除活動を行う。また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境保全温暖化対策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第4節 その他の災害応急対策活動

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な危険物等事故が発生した場合、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、危険物等取扱事業者は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 危険物等取扱事業者

危険物等取扱事業者は、危険物等事故が発生した場合には、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置をとる。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に危険物等事故が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに基づいて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

なお、放射性物質に係る災害等については、応急対策を含め、別途長野県策定の「放射性物質事故災害等対策指針」（平成14年4月23日付け、長野県知事通知）に沿って対応する。

3 県

県は、法令又は県防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じ、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第2 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第7款 大規模火災対策

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い地域づくり

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第2章 災害応急対策計画

第1節 消火活動

第2節 避難誘導活動

第3節 その他の災害応急対策活動

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 計画的復興の進め方

本款は大規模火災発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い地域づくり

震災対策編 第2章 第6節の第1「消防計画」、第24節「防災都市計画」等に準じて、次の対策を重点的に実施する。

〈大規模火災に対する予防計画〉

災害防止対策	○都市の不燃化促進	○延焼遮断帯等の確保・整備
	○防火対象物等の行政指導	○危険物等の災害の防止
	○初期消火資機材等の普及	○常備消防力の強化
応急対策実施のための体制強化	○文教対策	○危険区域の状況把握
	○住民への広報活動	○道路の交通確保
	○鉄道の交通確保	

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

施設管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈大規模火災対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。	○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2章 災害応急対策計画

第1節 消火活動

震災対策編 第3章 第7節「消防・水防活動」に準ずる。

第2節 避難誘導活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動」に準ずる。

第3節 その他の災害応急対策活動

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模火災が発生した場合は、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、関係機関は、災害対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 施設管理者

施設管理者は、大規模火災が発生した場合には、直ちに関係機関への通報、施設利用者の避難、人命救助、初期消火、被害拡大の防止措置等、状況に応じた応急措置をとるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に大規模火災が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに準じて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、大規模火災応急対策を実施する。

なお、強風時の配備態勢は、次のとおりとする。

《第7款 大規模火災》《第2章 災害応急》3 その他の災害応急対策活動

態勢	発令基準	配備態勢（配備内容）
注意	<p>危機管理防災監は、次の場合において、大規模火災発生危険性の危険性に応じて、警戒準備に必要な職員を招集する。</p> <p>1 気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認め、県知事を通じて市に火災気象通報を行った場合で、市内各所で現に火災が多発しているとき</p> <p>2 火災気象通報があった場合で、市長が気象の状況が火災予防上危険であると認め、火災警報を発令したとき</p>	<p>1 強風情報を把握できる体制</p> <p>2 強風の被害情報の収集活動ができる体制</p> <p>3 強風の初期災害対策活動ができる体制</p> <p>登庁範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理防災課担当職員 ● 第1配備職員のうち、施設管理等に必要な職員

〈火災気象通報〉

区分	発表基準
火災気象通報	<p>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</p> <p>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</p>

〈火災警報〉

区分	発表基準
火災警報	火災気象通報の発表基準に準ずる。

3 県

県は、法令又は県防災計画の定めるところにより、大規模火災応急対策を速やかに実施する。必要に応じ、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第2 災害情報の収集・連絡活動

震災対策編 第3章 第1節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。

第3 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 計画的復興の進め方

市は、関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

第 8 款 林野火災対策

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 林野火災に強い地域づくり

第 2 節 林野火災防止のための情報の充実

第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 林野火災の警戒活動

第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第 3 節 活動体制の確立

第 4 節 消火活動

第 5 節 二次災害の防止活動

第 6 節 その他の災害応急対策活動

第 3 章 災害復旧計画

本款は林野火災発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

農林部森林いのしか対策課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境保全温暖化対策課、消防局予防課、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため平常時から次の予防対策を実施する。

〈林野火災に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
市	○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動
県	○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動

第1 森林環境の整備

農林部森林いのしか対策課は、林野火災の予防上必要な環境整備として、所管する林道の適正な維持管理に努める。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 広報活動

1 防火思想の普及

農林部森林いのしか対策課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境保全温暖化対策課及び消防局予防課は、県、森林管理署及びその他林野関係機関と協力し、林野火災予防の広報、講習会等を行う等、広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

2 関係者に対する指導・啓発

消防局予防課は、林野火災予防協議会の設置等により山火事防止対策のための連絡調整等を適宜行い、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

市、県及び関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互の連携体制を確立する。

〈林野火災対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2 消防体制等の整備

消防局警防課、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の確立

消防局警防課は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災の消防体制の確立を図る。

2 広域応援体制等の整備

消防局警防課及び県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察署、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平常時から情報交換等に努める。

3 消防資機材の整備

消防局、県及び林野関係機関は、自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火器材等の林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実を図る。

4 消防水利の確保

消防局警防課は、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5 林野火災消防訓練

消防局警防課、県、林野関係機関及びその他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確

《第8款 林野火災》《第1章 災害予防》3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

立し、林野火災防ぎょ技術の向上を図るため、消防訓練を実施するよう努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 林野火災の警戒活動

第1 火気使用に関する指導・制限

1 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、市長の許可がなければできない。

2 大火危険気象等に対する警戒

消防局予防課は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合、地域防災無線・有線放送を活用した広報を実施するとともに、車両による予防広報を実施し、地区住民及び入山者に火気取扱いに関する注意を促す。

3 火災に関する警報

市長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民に周知し、火気使用の制限、消防局の警戒体制の強化等必要な措置をとる。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

県、消防部警防班、農林部森林いのしか対策班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。総務部本部班・総務班は、火災の発生状況、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に即報する。火災が隣接市町村に及ぶおそれがある場合には通報し、連携をとる。

消防部消防署班は、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。消防部警防班は、現地に出動要請した消防防災ヘリコプターに給水ポイント及び着陸場所を示し、空中偵察による火災の延焼状況等の情報提供を求めるとともに、空中からの消火活動等を依頼する。

第3節 活動体制の確立

第1 災害応急活動体制

山林等で火災を発見した者は、直ちに消防部通信指令班に通報する。また、火災の付近にいる者は、火災が小規模又は延焼防止等に効果を期待できる場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して、危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

1 市

市は、火災の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等、必要な体制をとる。詳細は、第3章 第1節「災害情報の収集・連絡活動」に準じて行う。

消防部通信指令班は、通報内容及び高所監視カメラでの視認状況等から、必要と判断される消防隊等を出動させるとともに、関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

また、消防部総務班・警防班は、火災の規模が大きく消火活動が長時間に及ぶと予想される場合は、消防署長を長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたりるとともに、必要に応じ協定に基づく応援要請を行う。

2 県

県は、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じ、消防防災ヘリコプターの緊急運航、消防車両の通行確保のための交通規制、及び自衛隊への応援要請等の措置をとる。

第4節 消火活動

第1 災害の警戒・防ぎよ活動

消防部消防署班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、管理者と連携し的確かつ迅速に消火活動を行う。

なお、本部長（市長）は、必要に応じて「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

また、他県の応援を必要とする場合は、緊急消防援助隊の出動、若しくは「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援を、県知事に要請する。

また、総務部本部班は必要に応じて、県知事を通じてヘリコプターを含む自衛隊派遣要請等を行う。

1 消火活動

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負式消火水のう等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

2 消防水利の確保

林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いため、あらかじめ作成した消防水利マップにより、最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

第5節 二次災害の防止活動

第1 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があるため、これらによる二次災害から地域住民を守る必要がある。

県は、危険箇所について、緊急点検マニュアルにより速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。また、緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

建設部河川班、農林部農地整備班・森林いのしか対策班は、緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第2 森林復旧

県、市及び関係者は、防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の導入等、林野火災に強い森林づくりの検討を行い、復旧を図る。

第6節 その他の災害応急対策活動

第1 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第2 緊急輸送活動

震災対策編 第3章 第9節「緊急輸送活動」に準ずる。

第3章 災害復旧計画

市は、寡雨地帯や消防水利の悪い地域において、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに、関係者等に対する普及啓発を行う。